

- 「副首都ビジョン」における制度面の取組みのうち、副首都にふさわしい大都市制度の実現に関しては、大阪市に特別区を設置することを問う住民投票が2020年11月に実施され、否決となりました。
- その後、大阪府と大阪市では、大阪府と大阪市という制度上の枠組みは維持したまま、互いの連携を将来にわたってより強固なものとするため、“**府市一体条例**”（下記参照）を制定し、さらなる大阪の成長と発展に向け、取組みを進めています。
- 副首都ビジョンについては、総合区制度など、大阪市を含む府内全ての市町村における基礎自治機能の充実という観点も含め、改訂へ向けた検討を進めます。

▶ “府市一体条例” の概要

条例の名称

「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」（大阪府条例） } 2021年
 「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」（大阪市条例） } 4月施行

基本理念

大阪府と大阪市は、対等の立場において一体的な行政運営を推進することを通じ、二重行政を解消するとともに、大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現する

条例に基づく主な取組み

- **知事・大阪市長のトップ会議として「副首都推進本部（大阪府市）会議」を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議**

（会議では、議論を尽くして合意に努める）

⇒ 成長戦略やまちづくり・交通基盤整備、スマートシティの推進、また、安全・安心に関することも含め、大阪府と大阪市の重要施策に関する方針を幅広く協議

- **大阪府と大阪市が将来にわたって一体的に行政運営を推進するための手法を検討し、最適なものを選択していく**

⇒ 協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、地方独立行政法人の新設・合併（条例に位置付け）

【既存の機関等の共同設置等】

- ▶ 大阪港湾局、大阪信用保証協会、大阪産業技術研究所 など

【大阪市から大阪府への事務の委託】

- ▶ 成長戦略等の策定
- ▶ 広域的な都市計画権限